

【ポイント】

● 20日、スリランカ当局は、新たに北西部州クルネーガラ県の以下5区の警察管区に外出禁止令を発出。同外出禁止令は追って発表があるまで有効です。

該当警察管区：Kuliyapitiya, Narammala, Pannala, Giriulla 及び Dummalasooriya

●引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保などの感染症対策に努めてください。

【本文】

1 20日、スリランカ当局は、新たに北西部州クルネーガラ県の5警察管区(Kuliyapitiya, Narammala, Pannala, Giriulla 及び Dummalasooriya)に追って発表があるまで有効な外出禁止令を発出しました。また、これまでに外出禁止令が発令されているガンパハ県の19警察管区(Gampaha, Ganemulla, Kirindiwala, Dompe, Malwathuhiripitiya, Meerigama, Nittambuwa, Pugoda, Veyangoda, Minuwangoda, Weeragula, Weliveriya, Pallewela, Yakkala, Ja-Ela, Kandahana, Divulapitiya, Seeduwa, Katunayake)への外出禁止令も引き続き有効です。

2 今月初めのガンパハ県における集団感染に起因する感染者が引き続き確認されていますが、一定のエリアで集団感染が確認された場合などに、その地域が隔離地域となるケースもありますので、以下のハイリスクエリアマップも参考に、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

●保健省が発表しているハイリスクエリア（15日付）

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_25.jpg

3 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、こまめな手洗い・手指の消毒をし、他人と会話をする時などはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保ち、自宅やオフィスでの定期的な換気などを行ってください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努め、正しい知識に基づいた感染症対策を行い、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、

以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>